

平成29年度 実証実験

玉村町在住の高齢者にタクシー利用補助券を交付します

● 生活環境安全課 ☎64-7708 ●



交友タクシー



平和交通



丸直タクシー

概要

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで使えるタクシー利用補助券500円×24枚を、対象者からの申請により交付します。（1回の乗車で1人1枚まで利用できます）利用できるタクシー事業者は、

- 交友タクシー(有) 【☎ 0270-65-5656】
- 平和交通 【☎ 0274-42-0016】
- 丸直タクシー(株) 【☎ 0274-42-2222】 の3社のみです。

対象となる人 ※申請日時点で、下記①と②、または①と③に該当する人

- ①玉村町に住民票を有し、町税に滞納が無く、福祉タクシー対象者（※）でない人
 - ②満75歳以上の人
 - ③満65歳以上で、有効期間内の全ての運転免許を自主返納した人
- （※）福祉タクシー対象者……玉村町福祉タクシー料金給付事業による福祉タクシー料金給付利用券の交付を受けている人

申請に必要なもの

- 共通 ●玉村町タクシー利用補助券交付申請書（申請場所または町ホームページより入手）
- 〃 ●住所、氏名、生年月日を証明できるもの（健康保険証などの公的身分証明）
- 〃 ●印鑑（認印）
- ③の人のみ ●「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写し

申請する場所

生活環境安全課（役場2階4番窓口）

その他

- 申請受付は、平成30年2月28日までです。
- 郵送または生活環境安全課（役場2階4番窓口）にて申請してください。ご本人が来られない場合は、委任状が必要になります。
- 補助券ごとに2カ月間の利用可能期間を設けております。
- ご本人が乗車しない場合はご利用いただけません。（乗車時に公的身分証明書を提示）
- 補助券は町内・町外のどちらでもご利用いただけます。（※タクシー会社は、上記の3社のみ）
- 乗車時に、写真付き「運転経歴証明書」を提示すると、運賃が1割引されます。